

第57号議案

府中市長及び府中市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月19日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

職員の非違行為について、市長及び副市長の責任を重く受け止め、自ら給料を減額するものであります。

府中市長及び府中市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の
一部を改正する条例

府中市長及び府中市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例（令和6年6月府中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名中「府中市長及び府中市教育委員会教育長」を「府中市長等」に改める。

第1条中「100分の10」を「100分の20」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（副市長の給料の特例）

第3条 都市整備部に関する事務を所掌する副市長に対して支給する令和6年7月分の給料の月額、府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例第2条の規定にかかわらず、同条例別表第1に掲げる給料月額から当該給料月額の100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、同条例第4条第2項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、同条例第2条に規定する額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

府中市長及び府中市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例新旧対照（抜粋）
（_____は、改正部分）

新	旧
<p data-bbox="248 292 887 331"><u>府中市長等の給料の特例に関する条例</u></p> <p data-bbox="199 443 602 483">（府中市長の給料の特例）</p> <p data-bbox="136 499 1111 882">第1条 府中市長に対して支給する令和6年7月分の給料の月額、府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第26号）第2条の規定にかかわらず、同条例別表第1に掲げる給料月額から当該給料月額の<u>100分の20</u>に相当する額を減じた額とする。ただし、同条例第4条第2項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、同条例第2条に規定する額とする。</p> <p data-bbox="199 898 602 938">（副市長の給料の特例）</p> <p data-bbox="136 946 1111 1327"><u>第3条 都市整備部に関する事務を所掌する副市長に対して支給する令和6年7月分の給料の月額は、府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例第2条の規定にかかわらず、同条例別表第1に掲げる給料月額から当該給料月額の<u>100分の10</u>に相当する額を減じた額とする。ただし、同条例第4条第2項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、同条例第2条に規定する額とする。</u></p>	<p data-bbox="1245 292 1995 379"><u>府中市長及び府中市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例</u></p> <p data-bbox="1196 443 1599 483">（府中市長の給料の特例）</p> <p data-bbox="1133 499 2107 882">第1条 府中市長に対して支給する令和6年7月分の給料の月額、府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第26号）第2条の規定にかかわらず、同条例別表第1に掲げる給料月額から当該給料月額の<u>100分の10</u>に相当する額を減じた額とする。ただし、同条例第4条第2項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、同条例第2条に規定する額とする。</p> <p data-bbox="1547 1090 1693 1129">（追 加）</p>

新

旧

付 則

この条例は、公布の日から施行する。